

新斎場整備基本方針

令和 7 年 7 月

白山市

野々市市

白山野々市広域事務組合

目 次

1	趣 旨	1
2	これまでの経緯	2
3	斎場の現況	3
	（1）規模	
	（2）設備	
	（3）運営等	
	（4）現状、課題等	
4	新たな施設整備の必要性	5
	（1）今後の火葬件数	
	（2）現施設活用の可否	
	（3）建物の課題等	
	（4）新たな施設整備	
5	新斎場整備に向けた基本的な考え方	6
	（1）斎場整備の方針	
	（2）利用者の地域	
	（3）基本的なコンセプト	
	（4）施設規模	
	（5）整備用地選定の考え方	
6	今後の予定	10
	（1）基本計画の策定	
	（2）事業手法の検討	
	（3）整備スケジュール	
	（4）その他	

1 趣旨

斎場は、市民生活の維持に必要不可欠な施設であり、その機能は絶えず安定的に稼働することが求められている。特に近年においては、団塊の世代が平均寿命を迎え、死亡者の増加が予想されることから、火葬需要の増加が見込まれている。

白山野々市広域事務組合管内の白山市、野々市市及び川北町の住民は、白山市が運営する松任斎場、白山野々市広域事務組合が運営する白山郷斎場、手取郷広域事務組合が運営する手取郷斎場の3斎場を居住地に応じて利用している。

特に、松任斎場は、供用開始から約38年、白山郷斎場は約43年が経過し、いずれの斎場も施設、設備等の老朽化が進行しており、また、遺族及び会葬者のプライバシーに配慮されていないことや、家族葬や直葬など近年の葬送ニーズに対応していないことなどの課題があることから、新たな斎場整備が必要となっている。

本基本方針は、現斎場の現状を踏まえ、課題を整理し、新たな斎場を整備するうえでの施設、設備等の規模や必要となる機能、整備用地の選定方法などの基本的な考え方を示すものとして策定するものである。

令和7年7月

白山市、野々市市、白山野々市広域事務組合

2 これまでの経緯

白山市では、松任斎場の老朽化を踏まえて、新たな斎場の在り方について検討するため、平成 29 年度に白山市と野々市市を対象区域として「白山市斎場基本調査」を実施している。

この基本調査では、松任斎場と白山郷斎場の 2 施設を統合した 1 施設を整備する案とこれまでの 2 つの斎場をそれぞれ更新する案が示された。

また、令和 2 年度に「新斎場整備意見聴取会」を設置し、各種団体等の代表者による意見聴取を行った。

管理運営が異なる 2 つの斎場の整備については、併せて議論する必要があることから、令和 4 年度から白山野々市広域事務組合が中心となって、構成市町と情報を共有し、意見交換を行いながら、検討を重ねてきた。

【参考：白山市斎場基本調査による整備のパターン】

	整備数	利用地域	死者数 (R27 見込)	炉数		標準的整備面積	
					合計	敷地面積	建築面積
1	1 施設	白山市全域 野々市市	2,153 人	7 基	7 基	12,500 m ²	2,730 m ²
2	2 施設	A 松任・美川地域	1,079 人	4 基	8 基	8,000 m ²	1,620 m ²
		B 鶴来・山ろく地域 野々市市	1,074 人	4 基		8,000 m ²	1,620 m ²
3	2 施設	A 松任・美川地域 野々市市	1,769 人	6 基	9 基	11,000 m ²	2,360 m ²
		B 鶴来・山ろく地域	384 人	3 基		6,750 m ²	1,210 m ²

3 斎場の現況

(1) 規模

施設名	所在地	運営主体	竣工	敷地面積	延床面積
松任斎場	白山市 徳丸町	白山市	昭和 61 年 (築 38 年)	5,934 m ²	1,148 m ²
白山郷斎場	白山市 瀬木野町	白山野々市 広域事務組合	昭和 56 年 (築 43 年)	5,687 m ²	660 m ²
手取郷斎場	能美市 浜町	手取郷 広域事務組合	平成 11 年 (築 25 年)	11,363 m ²	1,951 m ²

(2) 設備

施設名	火葬炉	汚物炉	霊安室	収骨室	告別室	待合室	駐車場
松任斎場	4 基	1 基	1 室	1 室	1 室	5 室	27 台
白山郷斎場	4 基	1 基	1 室	1 室	1 室	4 室	26 台
手取郷斎場	4 基	1 基	1 室	2 室	2 室	4 室	車 16 台 バス 4 台

(3) 運営等 (R5 実績)

施設名	利用対象者 (R2 国勢調査)	利用件数	運転業務	維持管理費
松任斎場	松任地域 70,626 人	794 件	業務委託	48,531 千円
白山郷斎場	鶴来・山ろく地域 27,859 人 野々市市 57,238 人 計 85,097 人	385 件 299 件 684 件	業務委託	38,996 千円
手取郷斎場	能美市 48,523 人 川北町 6,135 人 美川地域 11,923 人 計 66,581 人	490 件 57 件 143 件 690 件	組合直営	56,749 千円

※利用件数は、死胎及び管外利用者分を除く。

(4) 現状、課題等

松任斎場及び白山郷斎場については、定期的な保守点検の実施による施設、設備等の不具合箇所の早期発見と適切な修繕により、機能の維持に努めており、これまで、斎場利用に大きな影響を及ぼすトラブルは発生していないが、施設の老朽化や設備の旧式化による不具合の発生リスクは高まっている。

また、告別室及び収骨室がそれぞれ1室であることから、遺族及び会葬者のプライバシーを確保することが困難であり、複数炉での同時火葬ができない状況となっている。

手取郷斎場については、平成28年度から令和5年度にかけて、火葬炉設備機器等の改修を行い、以後20年程度の斎場機能の保全が図られた。

これら3つの斎場は、運営主体がそれぞれ異なることから、住民の利便性を確保する中で、効率的な斎場運営が求められている。

4 新たな施設整備の必要性

(1) 今後の火葬件数

「白山市斎場基本調査」で推計された死亡者数は、令和 23 年からの 5 年間でピークを迎え、松任斎場及び白山郷斎場を利用する地域の死亡者数は、9,941 人で年平均 1,988 人となり、しばらくは高止まりになることが予想される。

松任斎場と白山郷斎場を合わせた現在の火葬最大受け入れ数（1 日当たり最大 10 件／8 基）では、将来の火葬需要に応えられないことが想定されることから、各斎場で火葬炉の増設が必要となる。

(2) 現施設活用の可否

最新の火葬炉については、環境に配慮した排気設備などにより大型化していることから、現施設への新たな火葬炉の設置や増設は、スペースの関係上、困難である。

また、斎場については、静かな環境で故人との別れを惜しむ葬送の場であることから、通常の受け入れを行いながら、大規模改修工事（施設増築を含む）を行うことは、安全性の確保や市民サービスの観点からも困難である。

(3) 建物の課題等

白山郷斎場は、耐震基準を満たしていないことから、今後も引き続き使用する場合は、施設の建替え又は耐震補強工事を実施する必要がある。

松任斎場及び白山郷斎場については、告別室と収骨室がそれぞれ 1 室の配置となっており、遺族及び会葬者のプライバシーに配慮し、同時刻に複数の火葬を行うことができない。

また、待合室は和室となっており、バリアフリーに対応していないことから、今後の整備にあたっては、幅広い層の方々が使いやすい施設となるよう検討する必要がある。

(4) 新たな施設整備

松任斎場及び白山郷斎場については、火葬炉設備のレンガの積み替えなどにより、一定期間の延命化を行うことが可能であるが、安定的かつ持続的に運営し、将来の火葬需要に対応するためには、火葬炉及び施設を更新するとともに、効率的な運営を行う必要がある。

斎場は、市民生活に欠くことが出来ない重要な施設であり、現斎場での運営を継続しながらの大規模改修は困難であることから、新たな施設整備を行う必要がある。

5 新斎場整備に向けた基本的な考え方

(1) 斎場整備の方針

斎場の整備にあたっては、最新の火葬炉を効率的に稼働させ、遺族や会葬者の待ち時間を減らし、利便性の高い施設とすることが重要である。

そのためには、斎場の規模を大きくし、そのスケールメリットを生かして効率的に斎場を運営することが必要となることから、施設、設備等の老朽化が進行している松任斎場及び白山郷斎場を統合し、新たな斎場を整備する。

(2) 利用者の地域

新たに整備する斎場の利用者は、現在、松任斎場及び白山郷斎場を利用している白山市及び野々市市の住民とする。

白山市美川地域及び川北町の住民については、当面の間、手取郷斎場の利用を継続するが、地域の住民の意向を踏まえ、新たに整備する斎場の利用についての検討を行う。

(3) 基本的なコンセプト

ア 将来の火葬需要に対応できる施設

将来の火葬需要に対応可能な火葬能力と火葬炉数、待合室等を備えた施設とする。

イ 遺族や会葬者など利用者に配慮した施設

遺族や会葬者のプライバシーや心情に配慮するとともに、ユニバーサルデザインを採用するなど、利用者の利便性向上を図り、使いやすい施設とする。

ウ 周辺環境や景観等に配慮した施設

周辺環境へ影響を及ぼさぬよう、適切な環境対策を図るとともに、施設の景観等に配慮し、周辺環境と調和した施設とする。

エ 現役・将来世代に過度な負担とならないよう機能性を重視した施設とする。

(4) 施設規模

「白山市斎場基本調査」で推計された死亡者数を用いて新たな斎場の規模を試算する。

ア 火葬炉

1日あたりの火葬件数を基準として、以下のとおり火葬炉数を決定する。

① 1日あたりの火葬件数

年間約 2,000 件の火葬件数を基準として、正月とお盆を除く 363 日の運転日数で計算すると、1 日あたり 5.5 件の火葬件数となる。

② 火葬集中日

季節などにより、1 日あたりの火葬件数が集中することがあることから、「火葬場の建設・維持管理マニュアル（NPO 法人 日本環境斎苑協会）」で示されている中規模火葬場の火葬集中係数（1.75～2.0）の最大値の 2.0 を採用する。

③ 回転数（火葬炉 1 基あたりの 1 日の火葬数）

「火葬場の建設・維持管理マニュアル」によると、火葬炉 1 基あたりの 1 日の火葬数（回転数）は、1.0～3.0 の範囲で設定されることが多いことから、整備する火葬炉の半数が 2 回転できると仮定し、回転数は 1.5 を採用する。

火葬炉 7 基（火葬件数 5.5 件…① × 火葬集中係数 2.0…② ÷ 回転数 1.5）

イ 汚物炉（動物火葬炉）

人体の一部の火葬、ペットの火葬に加えて、イノシシ、カモシカなどの大型動物の公用火葬の需要があることから、これまでよりも大型の汚物炉を整備する。

汚物炉 1 基

ウ 予備炉

火葬炉は、定期的な保守点検に伴う補修が必要であり、補修期間中は運転を停止するため、予備炉を設ける。

予備炉 1 基

エ 告別室、収骨室、待合室等

遺族及び会葬者の心情、プライバシー等に配慮するとともに、誰でも使いやすいよう利便性の高い配置とする。

① お別れ室（告別室兼収骨室）

火葬炉 1 基につき、告別室と収骨室を兼ねたお別れ室を 1 室配置し、遺族等のプライバシーに配慮するとともに、遺体の取り違い防止や建築面積の縮小を図る。

② 待合室

火葬炉 1 基につき、待合室を 1 室配置する。

③ 待合ロビー

共用の待合ロビーを設け、遺族や静かに故人を偲ぶ方に対応する。

④ 駐車場

同一時間滞在件数を6件とし、1件あたり、マイクロバス1台、乗用車5台の駐車スペースを確保するとともに、障害者、僧侶、従業員等の駐車スペースを設ける。

また、構内道路については、遺体や遺族が天候の影響を受けずに斎場に出入りできるようバスの転回スペースを設けるなどの余裕を持った配置を行う。

⑤ 緑地緩衝帯

周辺からの緩衝帯を設け、植樹等により斎場が見えないよう配慮するとともに、遺族等が心穏やかに滞在できるような自然環境を配置する。

⑥ 外周道路

新たな斎場を整備する場所により、必要に応じて外周道路を整備する。

オ 敷地面積

敷地面積については、火葬炉7基、予備炉1基、汚物炉1基を基準として、「火葬場の建設・維持管理マニュアル」等で試算した施設運営のために必要な面積に加えて、周辺の環境に配慮した緑地緩衝帯などを必要に応じて設けることから、概ね10,000㎡以上の面積を確保する。

※ 必要となる施設、設備等の規模、面積等については、今後策定予定の基本計画において、より詳細に検討するものとする。

(5) 整備用地選定の考え方

ア 選定範囲

整備用地については、利便性の高い場所を選定することが必要であることから、葬祭ホールや利用対象者の地域からの移動距離、時間などを考慮し、その範囲を設定する。

イ 選定方法

整備用地の選定にあたっては、透明性を確保することが重要であることから、管内住民等に対して候補地を広く募集するなど、複数の候補地の中から、立地、周辺環境、費用などから比較検討を行い、整備用地を決定する。

【想定される候補地】

- ① 個人及び事業者の所有地
- ② 新たな工業団地造成の計画地の一部又は隣接地
- ③ 現斎場用地を含む隣接地又はその周辺地
- ④ 公共用地

6 今後の予定

(1) 基本計画の策定

本基本方針を踏まえ、専門的な見地に基づき、現状分析、施設の規模、位置、整備スケジュールなど、より詳細な検討を行い、関係機関や住民の代表等による委員会を設置するなど、広く意見を聴取しながら、基本計画の策定を進める。

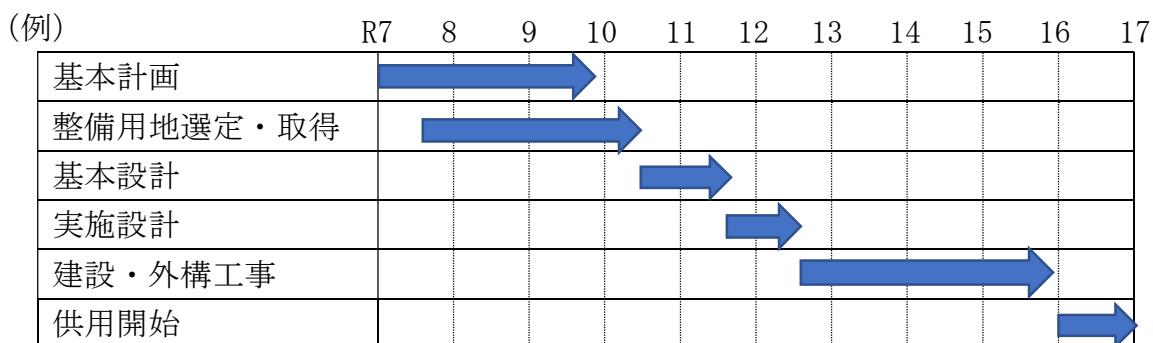
(2) 事業手法の検討

整備にあたっては、質の高いサービスの提供と財政負担の軽減に努め、限られた財源を有効に活用することが重要であることから、基本計画を策定する過程において、一般的な公共事業による整備に加えて、民間の資金やノウハウを活用する新たな事業手法についての検討を行う。

(3) 整備スケジュール

新たな斎場の整備については、令和16年度の供用開始を目標とする。

具体的な整備スケジュールについては、都市計画決定等の手続き、整備用地の選定及び取得、実施設計、建設工事等が想定されることから、今後、基本計画を策定する過程において、十分に検討していくものとする。



(4) その他

新たな斎場整備の検討と併せて、受益者負担の原則に基づく、適正な斎場使用料のあり方について検討する。